ID:　387

担当部署:　市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	駐車場使用料の徴収
例規名 根拠条項	市立芦屋病院使用料及び手数料条例　第4条
例規番号	昭和27年条例第24号

【根拠条文】

（駐車場使用料の額）

第4条　駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。ただし、24時間までごとの利用につき、1,600円を上限とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日